

当面講ずべき措置のフォローアップ

○ 緊急点検、緊急修繕の進捗状況

対象施設	緊急点検結果					緊急修繕結果		
	①施設総数	②点検対象施設数	③点検完了施設数	④点検対象割合 (②/①)	⑤点検進捗率 (③/②)	⑥修繕対象施設数	⑦修繕完了施設数	⑧修繕進捗率 (⑦/⑥)
道路トンネル※1 (点検対象:トンネル内付属物)	11,171	<1,435>	<1,435>	<約13%>	<100%>	<23>	<23>	<100%>
		9,439	8,281	約84%	約88%	712	640	約90%
ダムトンネル (点検対象:トンネル内付属物)	21	21	21	100%	100%	0	0	—
港湾トンネル (点検対象:トンネル内付属物)	34※2	34	34	100%	100%	18	14	約78%
空港トンネル (点検対象:トンネル内付属物)	52	52	52	100%	100%	0	0	—
自動車道トンネル (点検対象:トンネル内付属物)	9	9	9	100%	100%	0	0	—
新幹線等トンネル (点検対象:架線を支持する下束等)	475	475	475	100%	100%	1	1	100%
新幹線トンネル (点検対象:化粧モルタル)	471	356	実施中 (7月末日途)	約76%	実施中 (7月末日途)	実施中 (7月末日途)	実施中 (7月末日途)	実施中 (7月末日途)
新幹線高架橋 (点検対象:高架橋防音壁に雨水が溜まる可能性のある場所)	約40km※3	約40km	実施中 (7月末日途)	約100%	実施中 (7月末日途)	実施中 (7月末日途)	実施中 (7月末日途)	実施中 (7月末日途)

※1 上段<>内は下段の数値のうち、重量構造物を有するトンネルの数

※2 国及び港湾管理者が保有する港湾におけるトンネル総数

※3 高架橋防音壁のうち、天端に継ぎ足しの防音壁の柱を支持するため建設時にあらかじめ施工された穴があるため、雨水が溜まる可能性のある箇所の総延長

○ 優先施設への集中点検の進捗状況(出水期までに実施する点検)

分野	対象施設	集中点検の状況				
		①施設総数等	②点検対象施設数	③点検完了施設数	④点検対象割合(②/①)	⑤点検進捗率(③/②)
河川	堤防 (土堤、高潮堤防、特殊堤)	約13,000km ^{※1}	約13,000km ^{※1}	実施中 ^{※3}	約100%	実施中 ^{※3}
	樋管・樋門、水門、排水機場等	約10,000 ^{※1}	約10,000 ^{※1}	実施中 ^{※3}	約100%	
ダム ^{※2}	ゲート等	553	553	実施中 ^{※3}	約100%	
砂防	砂防堰堤・床固工	約96,000	約96,000	実施中 ^{※3}	約100%	
	地すべり防止施設 (法指定の区域数)	約3,600	実施中 ^{※3}	実施中 ^{※3}	実施中 ^{※3}	
	急傾斜地崩壊防止施設 (法指定の区域数)	約28,000	実施中 ^{※3}	実施中 ^{※3}	実施中 ^{※3}	
海岸 ^{※4}	海岸堤防等	約6,000km	約3,500km	約3,500km	約58%	100%
	水門・陸閘等	約17,000	約7,000	約7,000	約41%	100%

※1 国が管理する施設に関する数値

※2 水資源開発を目的として設置された堰、導水路等を含む

※3 6月末までには点検完了予定

※4 国交省所管海岸のみ対象、岩手・宮城・福島県の被災前施設・延長含む。

ゴールデンウィークまでに、被災履歴や背後の人口・資産、利用頻度等から重要性の高い施設への集中点検はすべて完了。

○ 基準・マニュアルの策定、見直し

分野	内容	進捗段階			
		①局内・庁内検討	②検討委員会等 開催	③内容 とりまとめ	④公表・周知
道路	総点検実施要領の策定	▶			
	道路メンテナンス技術小委員会の中間とりまとめ	▶			
	各道路構造物の技術基準の改訂・試行	▶			
河川	中小河川の管理に関する技術基準の改訂、 点検マニュアルの策定	▶			
	ゲート・ポンプの技術基準等の改訂	▶			
ダム	河川砂防技術基準(ダム維持管理編)の策定	▶			
砂防	急傾斜地崩壊防止工事技術指針の改訂	▶			
下水道	下水道維持管理指針の改訂	▶			
海岸	海岸保全施設維持管理マニュアルの改訂	▶			
空港	空港土木施設管理規程の改訂	▶ ※関係者に周知予定 (6月17日)			
港湾	港湾施設の維持管理技術マニュアルの改訂	▶			
鉄道	鉄道構造物等維持管理標準の改訂	▶			
自動車道	一般自動車道の維持管理要領の改訂	▶			
公園	公園施設の安全点検に係る指針の策定	▶			
公営住宅・UR住宅	事業主体独自の基準・マニュアルの改訂	▶			
航路標識	航路標識等保守要領の改訂	▶			

○ 既存データベースの改善、新規データベースの構築

分野	内容	進捗段階				
		①局内・庁内 検討	②システム設計	③システム構築	④運用	⑤データ拡充・ 更新
既存データベースの改善等						
道路 (橋梁)	国保有のシステムで直轄データを一元管理(一部地方自治体データも収録)					
河川	国保有のシステムで直轄データを一元管理					
ダム	直轄データを施設毎に管理					
港湾	国保有のシステムで直轄データを一元管理					
空港	国保有のシステム(空港施設CALS)で直轄データを一元管理			既にデータベース構築済み		
航路標識	国保有のシステムで直轄データを一元管理			既にデータベース構築済み		
UR住宅	UR保有のシステムで事業者データを一元管理					
官庁施設	国保有のシステム(保全業務支援システム)で各省各庁のデータを一元管理					
新規データベースの構築						
道路 (トンネル等)	システム構築、他の構造物も着手					
下水道	システム構築、地方自治体データの電子化促進					
砂防	台帳等の電子化に着手・推進					
海岸	台帳等の電子化に着手・推進					
鉄道	システム構築					
自動車道	システム構築					

維持管理等に係る法令改正

道路

道路法等の一部を改正する法律

概要

道路の老朽化や大規模な災害の発生の可能性等を踏まえた道路の適正な管理を図るため、予防保全の観点も踏まえて道路の点検を行うべきことを明確化するとともに、大型車両の通行経路の合理化と併せた制限違反車両の取締りの強化、防災上重要な経路を構成する道路の無電柱化の促進、災害時の道路啓開の迅速化等の所要の措置を講ずる。

維持管理に係る改正内容

道路構造物の予防保全・老朽化対策

【道路の維持・修繕の充実（ハード対策）】

- 道路の予防保全の観点も踏まえた点検実施の明確化
- 国土交通大臣による点検結果の調査（技術開発等への活用）
- 一定の構造物を対象とした国土交通大臣による修繕・改築の代行

【大型車両の通行の適正化（ソフト対策）】

- 国土交通大臣が指定する高速道路等に特殊車両の通行を誘導するため、当該道路における一定の特殊車両の許可を国土交通大臣が一元的に実施
- 重量制限違反を繰り返す車両の使用者等に対する監督強化

経過

平成25年3月15日
閣議決定
5月15日
衆議院 可決
5月29日
参議院 可決
6月5日
公布

河川

水防法及び河川法の一部を改正する法律

概要

近年頻発する水害を踏まえ、水防活動及び河川管理をより適切なものとし、その連携を強化するため、河川管理者等による水防活動への協力の推進を図るための措置、河川管理施設等の維持・修繕の基準の創設、河川協力団体制度の創設等の措置を講ずるとともに、再生可能エネルギーの普及の促進を図るため、従属発電に関する登録制度を創設する。

維持管理に係る改正内容

河川管理施設の老朽化対策等適切な維持管理の確保

【河川管理施設等の維持・修繕の基準の創設】

- 河川管理施設等を良好な状態に保つよう維持・修繕すべきことを明確化
- 維持・修繕の基準を策定（政令）

【河川協力団体の指定等】

- 河川管理者は、河川管理に協力する法人又は団体（NPO等）を河川協力団体として指定
- 河川管理者からの河川管理施設の維持・操作、除草等の委託先に民間団体を追加

経過

平成25年4月5日
閣議決定
5月15日
衆議院 可決
6月5日
参議院 可決
6月12日
公布（予定）

港湾

港湾法の一部を改正する法律

概要

非常災害時における港湾機能の維持に資するよう、国土交通大臣が障害物の除去を行うことにより啓開できる航路や船舶の待避場所として開発・保全できる航路の指定を行えることとするとともに、海上運送の効率化に資する石炭等のばら積み貨物の輸入拠点を形成するため、国土交通大臣が指定した港湾における港湾施設の整備等に係る協定制度を創設する等の措置を講ずる。

維持管理に係る改正内容

適切な維持管理体制の確立

【港湾施設の適切な維持管理の推進】

- 港湾管理者が民有港湾施設の維持管理状況、耐震性に関する立入検査を実施し、必要に応じ勧告・命令
- 港湾施設の維持のため、一定の基準に沿って定期的に点検を実施すべきことを新たに規定

経過

平成25年3月15日
閣議決定
5月15日
衆議院 可決
5月29日
参議院 可決
6月5日
公布

空港

民間の能力を活用した国管理空港等の運営等に関する法律案

概要

地域の実情を踏まえつつ民間の能力を活用した効率的な空港運営を図るため、国が管理する空港等についてPFI法に基づく公共施設等運営権を設定して運営等が行われる場合における関係法律の特例を設ける等の所要の措置を講ずる。

維持管理に係る改正内容

国管理空港におけるPFI法の公共施設等運営権制度の活用

- PFI法の公共施設等運営権を活用して、国が土地・滑走路等を所有したまま空港運営だけを民間委託
- 本法案では、航空法の特例規定を置き、運営権者に対し、空港保安管理規定の策定など空港の安全や保安の確保に関して義務付け

経過

平成25年4月5日
閣議決定
5月24日
衆議院 国土交通委員会 可決
5月28日
衆議院 可決
（参議院で審議中）

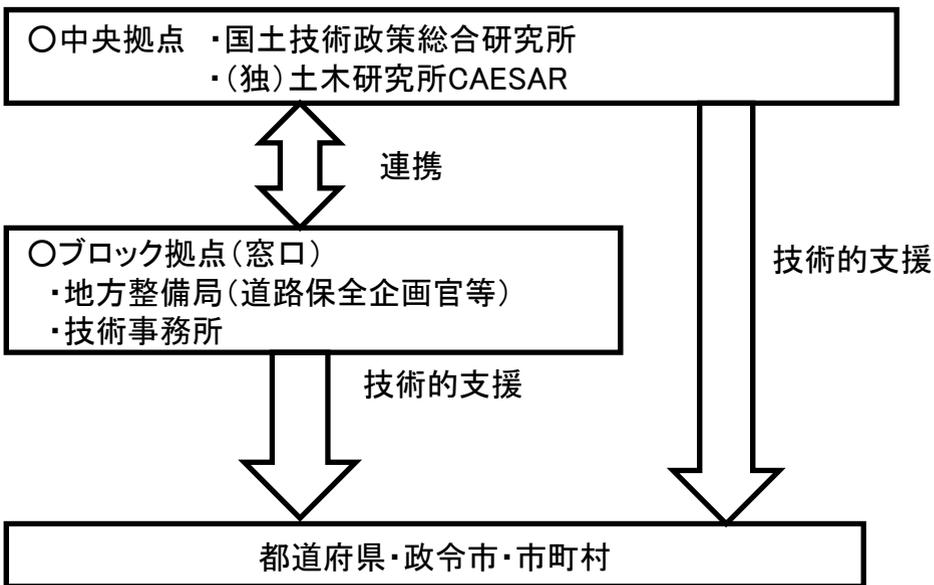
道路ストックの総点検に係る地方公共団体への技術的支援について

専門的知見面の支援

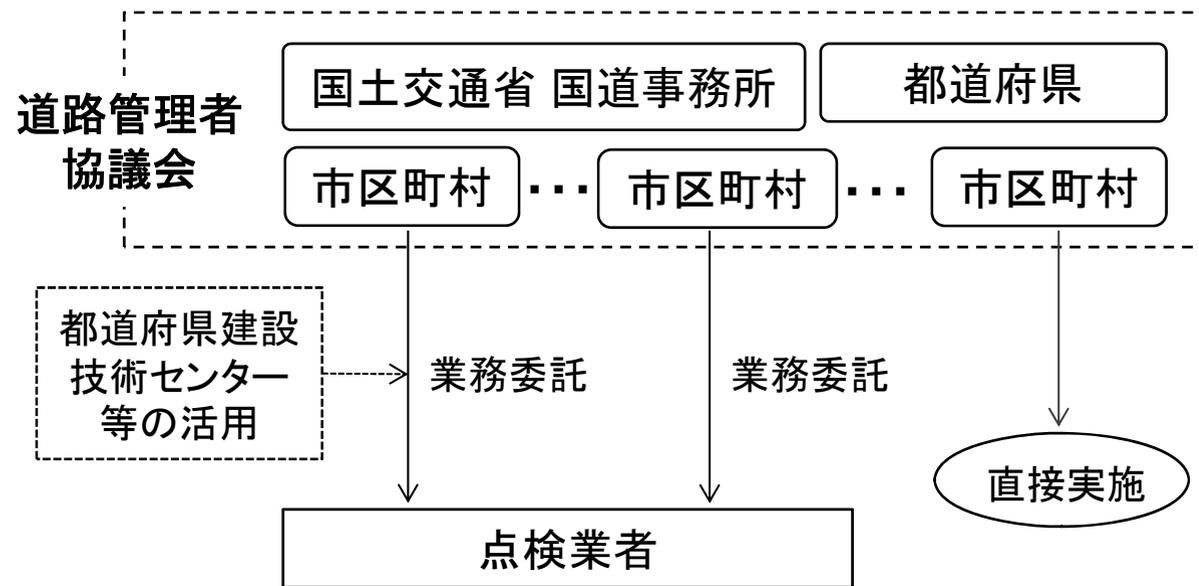
- 各地方整備局等に支援窓口を設置
- 総点検実施要領の発出
(平成25年2月27日)
- 各地域における講習会の実施
- 国総研、土研による技術支援

実施体制面の支援

- 国・県・市区町村による協議会等における※
点検業務発注に必要な技術情報の共有等



※ 道路管理者協議会の設置イメージ



地公体へ高度な助言を行う体制の充実

●国土技術政策総合研究所、土木研究所、港湾空港技術研究所等による高度な助言を行う体制の充実

港湾空港技術研究所:ライフサイクルマネジメント支援センター(LCM支援センター)の設置

港湾空港技術研究所では、平成25年4月1日より、従来のLCM研究センター(平成17年4月設置)を「ライフサイクルマネジメント支援センター(LCMセンター)」に名称変更し、大幅に拡充した。

【運営理念】

現場サイドに立脚し、大学等の関係機関と連携・協働して総合的に維持管理技術の高度化を目指す。

【重点課題】

- 1)現場への技術支援
 - ・現場からの相談窓口の設置(情報交換、技術指導)
 - ・現場での課題解決のための、マニュアル類の作成/改良への支援
- 2)研究開発の推進
 - ・点検診断技術の高度化
 - ・保有性能評価技術の確立
 - ・補修・補強及び長寿命化技術の高度化

【組織体制】

総員13名(うち専従3名、併任8名、非常勤2名)。逐次、更なる増強を予定。

【特徴】

- 1)現場との連携強化 ～相談窓口の設置～
これまで以上に現場との連携を図る。地方整備局、港湾管理者等からの相談をより受けやすくするため、センター専従の職員を置き(LCM研究センターは併任職員のみで構成)、支援対応のための窓口を設ける。これにより、現場支援が強化されるとともに、現場ニーズに対応した研究が促進される。
- 2)外部人材の導入 ～客員研究員の招聘～
大学教授、関係団体職員を客員研究員に招聘し、研究体制を充実する。
- 3)外部機関との連携
国土交通省、地方整備局、国土技術政策総合研究所、大学等研究機関、各種団体との連携を強化する。(連絡会議の設置/参加、共同研究等)
- 4)研究分野の拡張、所内連携の強化
これまで十分な知見が得られていない分野(荷役機械、臨海道路等)も研究の対象とするとともに、関係研究領域が連携して、総合的なライフサイクルマネジメントを実現するため、関係する研究者をセンターに併任する。



港湾空港技術研究所 組織図